



福岡県医発第1677号（地）

平成14年12月13日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 関 原



看護師等による静脈注射について

標記の件につきましては、平成14年10月18日付（福岡県医発第1299号（地））にて既にご連絡しておりましたが、今般、照会も多いことから日本医師会より別添のとおり再度通知がありましたので、お知らせいたします。

今回の通知は、「医師の指示」による静脈注射を診療の補助行為として認めたものであって、看護師等が自らの判断で行うことはできません。また、在宅においても実施することは可能であり、点滴等注入の形態によっても区別はされておられません。

しかしながら、今回の行政解釈の変更は、医師の指示によって看護師等が実施しても医師法や保助看法違反にはならないということであって、指示をするに当っては看護師等各個人の能力や薬剤の危険性、異変への対応体制等さまざまな問題を十分に勘案する必要があります。

なお、訪問看護における診療報酬は従来通りであることを申し添えます。

つきましては、本件につきましてご了解いただき、貴会会員へご周知方よろしくお願い申し上げます。



(地Ⅰ158)

平成14年12月5日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

柳 田 喜 美 子

看護師等による静脈注射について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成14年10月9日付（日医発第715号(地Ⅰ125)）の文書をもって既にご連絡申し上げておりますが、照会も多いことから、再度ご連絡申し上げる次第です。

今回の通知は、「医師の指示」による静脈注射を診療の補助行為として認めたものであって、当然のことながら看護師等が自らの判断で行うことはできません。また、在宅においても実施することは可能であり、点滴等注入の形態によっても区別はされておられません。

しかしながら、今回の行政解釈の変更は、あくまでも医師の指示によって看護師等が実施しても医師法や保助看法違反にはならないということであって、指示をするに当たっては看護師等各個人の能力や、薬剤の危険性、異変への対応体制等さまざまな問題を十分に勘案する必要があることは勿論であります。

なお、訪問看護における診療報酬は従来通りであることを申し添えます。

つきましては、静脈注射の安全な実施が行われますよう、貴会をはじめ各会員のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

